

新得町公式SNS運用方針

(目的)

第1条 本方針は、新得町の公式SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のアカウント（以下、「新得町公式SNS」という。）の運用に関する事項について定める。

(基本方針)

第2条 新得町公式SNSは、新得町の施策、取組み、行事、緊急情報等を発信することにより利用者の情報収集の利便性を高め、町に対する理解を深めてもらうことを目的とする。

(運用方法)

第3条 新得町公式SNSは新得町が運用し、地域戦略室広報広聴係を主管とする。ただし、各担当課の判断により、情報発信を行うことができる。

(発信する情報)

第4条 新得町公式SNSでは、次の情報を発信する。

- (1) 町の施策、取組み
- (2) 町内の行事、イベント
- (3) 公開で行う会議の開催にかかわるもの
- (4) 災害関連情報等の緊急情報
- (5) 町内の施設、団体、個人を紹介するもの
- (6) 新得町ホームページに掲載するもの
- (7) 政府機関、地方公共団体、各団体の発信する関連情報を「シェア」、「フォロー」、「リツイート」等するもの
- (8) その他必要な情報

(免責事項)

第5条 新得町公式SNSの運営にかかる免責事項については次のとおりとする。

- (1) 新得町公式SNSに関連して、利用者間または利用者と第三者間でトラブルや紛争、損害が発生した場合であっても、一切責任を負わない。
- (2) 新得町は、利用者に投稿された新得町公式SNSに対する、「リプライ」、「リツイート」、「コメント」等について一切の責任を負わない。
- (3) 「コメント」等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属し、投稿されたことをもって、利用者は新得町に対し、投稿コンテンツを全世界において非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、新得町に対して著作権等を行使しないことに同意したものとする。
- (4) 利用者より以下の各項に該当する「コメント」等の投稿があった場合、予告なく全部または一部を非表示、削除、拒否を行う。
 - ア 法令等に違反する内容、または違反するおそれのあるもの
 - イ 公序良俗に反するもの

- ウ 犯罪行為を助長するもの
- エ 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、名誉もしくは信用を傷つけるもの
- オ 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等のプライバシーを害するもの
- カ 著作権、商標権、肖像権など新得町または第三者の知的所有権を侵害するもの
- キ 営利を目的としたもの
- ク 政治、宗教活動を目的としたもの
- ケ 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や不評を助長するもの
- コ 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- サ わいせつな表現などを含む不適切なもの
- シ 他の利用者、第三者になりすますもの
- ス 同一の利用者による繰り返しの投稿
- セ 有害なプログラム等
- ソ 第三者の削除依頼により、削除が適当であると判断したもの
- タ SNSの利用規約に反するもの
- チ 新得町公式SNSが発信する内容の一部または全部を改変するもの
- ツ その他、新得町が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

(知的財産権)

第6条 新得町公式SNSに掲載される内容に関する知的財産権は次のとおりである。

新得町公式SNSに掲載される写真・イラスト・音声・動画及び記事等の知的財産権は新得町または正当な権利を有するものに帰属し、私的使用または引用等は法律上認められた行為のみ可能とする。ただし、掲載内容に転載禁止等の注記がある場合はこの限りではない。

(運用方針の周知・変更等)

第7条 新得町公式SNS運用方針の周知、変更等については次のとおりとする。

新得町公式SNS運用方針は平成30年12月6日から適用するものとし、新得町ホームページ等に掲載して周知する。また、本方針は必要に応じて告知なく変更する。